

平成 2 5 年度

# 奈良市健全化審査意見書

奈良市監査委員

平成 2 5 年度

# 奈良市財政健全化審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 5 5 号

平成26年8月12日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 中 村 勝三郎

同 中 本 勝

同 山 口 誠

同 松 石 聖 一

財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）  
第3条第1項の規定により、審査に付された平成25年度決算に基づき健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。



# 平成 2 5 年度

## 奈良市財政健全化審査意見書

### 目 次

第 1	審査の概要	.....	1
第 2	審査の期間	.....	1
第 3	審査の結果	.....	1
1	健全化判断比率	.....	1
2	各比率の概要	.....	2
別表	.....	.....	8



## 第 1 審査の概要

当該財政健全化審査については、奈良市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

## 第 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 23 日から同年 8 月 8 日まで

## 第 3 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

比 率 名	平成 25 年度	平成 24 年度	早期健全化基準
① 実 質 赤 字 比 率	— (0.65)	— (0.08)	11.25
② 連 結 実 質 赤 字 比 率	— (3.78)	— (4.42)	16.25
③ 実質公債費比率 (3か年平均)	13.4	13.5	25.0
④ 将 来 負 担 比 率	188.1	196.5	350.0

(備考)

- ・実質赤字比率は、実質赤字額がない場合「—」と記載した。  
( )内の数値は、実質黒字額を基に参考に算出した実質黒字比率である。
- ・連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がない場合「—」と記載した。  
( )内の数値は、連結実質黒字額を基に参考に算出した連結実質黒字比率である。

## 2 各比率の概要

### ① 実質赤字比率

一般会計など税金を主な収入源としている会計の実質収支額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の深刻度を示しています。

本年度の一般会計等の実質収支額は、4億9,022万5千円の黒字となったことから、実質赤字はなく、実質赤字比率は「－」で記載した。

(単位：千円)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$- = \frac{0}{75,237,967} \times 100$$

(参考)

$$\text{実質黒字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$0.65\% = \frac{490,225}{75,237,967} \times 100$$

(注) 標準財政規模とは、奈良市の歳入のうち、地方交付税算定上の市税、地方交付税等の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額である。

(注) 臨時財政対策債発行可能額とは、地方交付税の振替として起債できる臨時財政対策債の発行限度額である。

(実質赤字比率の対象となる一般会計等の実質収支額の内訳) (単位：千円)

区 分	25年度	24年度	比較増減
一 般 会 計	1,079,735	672,155	407,580
住宅新築資金等貸付金特別会計	△ 589,510	△ 610,002	20,492
土地区画整理事業特別会計	0	0	0
市街地再開発事業特別会計	0	0	0
公共用地取得事業特別会計	0	0	0
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0	0	0
合 計	490,225	62,153	428,072

(注) 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算における実質黒字は、翌年度に貸し付ける財源となるため、実質赤字比率算定上は実質黒字とされないものとして算定される。

前述のように、本年度の一般会計等の実質収支額は一般会計が10億7,973万5千円の黒字、住宅新築資金等貸付金特別会計が5億8,951万円の赤字で、差し引き4億9,022万5千円の黒字であり、前年度6,215万3千円の黒字に比べ4億2,807万2千円増加している。

(標準財政規模)

(単位：千円)

標準財政規模	25年度	24年度	比較増減
	75,237,967	74,543,625	694,342

標準財政規模は752億3,796万7千円で、前年度に比べ6億9,434万2千円増加している。

## ② 連結実質赤字比率

奈良市の全ての会計の赤字と黒字を合算した奈良市全体の赤字額（または黒字額）の標準財政規模に対する比率であり、奈良市全体としての運営の深刻度を示しています。

本年度の全ての会計の実質収支の合計額は、28億4,754万7千円の黒字となったことから、連結実質赤字はなく、連結実質赤字比率は「－」で記載した。

(単位：千円)

$$\begin{array}{r} \text{連結実質赤字比率} \\ \text{—} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ \text{—} = \frac{0}{75,237,967} \times 100 \end{array}$$

(参考)

$$\begin{array}{r} \text{連結実質黒字比率} \\ \text{3.78\%} = \frac{\text{連結実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ \text{3.78\%} = \frac{2,847,547}{75,237,967} \times 100 \end{array}$$

(連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額の内訳) (単位:千円)

区 分	25年度	24年度	比較増減
一般会計等	490,225	62,153	428,072
国民健康保険特別会計	38,698	530,929	△492,231
介護保険特別会計	117,284	334,662	△217,378
駐車場事業特別会計	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	15,922	21,945	△6,023
水道事業会計	2,476,538	2,328,262	148,276
都祁水道事業会計	32,275		32,275
月ヶ瀬簡易水道事業会計	6,301		6,301
病院事業会計	58,285	8,006	50,279
下水道事業費特別会計	△387,981	0	△387,981
針テラス事業特別会計	0	0	0
簡易水道事業特別会計	(廃止)	16,155	△16,155
合 計	2,847,547	3,302,112	△454,565

(備考)

- ・ 簡易水道事業特別会計は、平成25年3月末をもって廃止し、平成25年4月1日から地方公営企業法の規定を全部適用した都祁水道事業会計及び月ヶ瀬簡易水道事業会計となった。

前述のように、本年度の全ての会計の実質収支の合計額は、28億4,754万7千円の黒字であり、前年度33億211万2千円の黒字に比べ4億5,456万5千円減少している。

### ③ 実質公債費比率

奈良市の一般会計等が一年間に支払った借入金の返済額及び準元利償還金として一般会計が繰り入れた額の合計額の標準財政規模に対する比率(3か年平均)です。この比率が高まるほど、財政における弾力性の低下を示します。

本年度の実質公債費比率(3か年平均)は13.4%であり、早期健全化基準25.0%を下回っている。

(単位：千円)

実質公債費比率	地方債の元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
13.7% =	(18,874,445	+ 3,221,371)	- (3,379,267	+ 9,716,675)	× 100
(3か年平均 13.4%)		75,237,967	-	9,716,675	
		標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
参考(単年度指数)					
②4 12.9% ②3 13.6%					

(注) 準元利償還金とは、公営企業会計等が発行した地方債の償還に対する一般会計からの繰入金である。

(注) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、奈良市が事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額(奈良市の標準的な行政サービスに必要と考えられる額)に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

前述のように、本年度の実質公債費比率(3か年平均)においては13.4%で、前年度13.5%に比べ0.1ポイント改善している。

単年度指数で見ると本年度13.7%であり、前年度の単年度指数12.9%に比べ0.8ポイント低下している。これは主に、奈良市土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債の償還が始まったことなどにより、地方債の元利償還金が本年度188億7,444万5千円と、前年度に比べ11億3,427万2千円増加したことによるものである。

#### ④ 将来負担比率

奈良市の借金額(一般会計が将来負担することが見込まれる額)の標準財政規模に対する比率であり、奈良市が背負っている借金の重さを示しています。

本年度の将来負担比率は188.1%であり、早期健全化基準350.0%を下回っている。

(単位：千円)

$$\begin{array}{r}
 \text{将来負担比率} \\
 188.1\% = \frac{\text{将来負担額} \quad \text{充当可能基金} \quad \text{特定財源見込額} \quad \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} \quad \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100 \\
 285,291,844 - (4,666,157 + 37,401,897 + 119,944,589) \\
 \frac{75,237,967 - 9,716,675}{\text{標準財政規模} \quad \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100
 \end{array}$$

(注) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、奈良市が事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（奈良市の標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額である。

(注) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、上記見込額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

前述のように、本年度の将来負担比率は188.1%で、前年度196.5%に比べ8.4ポイント改善している。この要因は、職員に対する退職手当支給予定額のうち、一般会計の負担見込額が前年度に比べ24億7,004万1千円減少したこと、公営企業会計等が有する地方債の償還に充てるため、一般会計が負担する見込額が前年度に比べ19億3,422万1千円減少したことなどにより、将来負担額が本年度2,852億9,184万4千円で前年度に比べ40億642万3千円減少したことによるものである。

(将来負担額の内訳)

(単位：千円)

区 分	25年度	24年度	比較増減
一般会計等の地方債現在高	219,338,617	218,935,232	403,385
債務負担行為に基づく支出予定額 (建物の建設費等への支払いに該当するもののみ)	46,441	51,987	△ 5,546
公営企業会計等が有する地方債の償還に充てるため、 一般会計が負担する見込額	41,037,586	42,971,807	△ 1,934,221
職員に対する退職手当支給予定額 のうち、一般会計の負担見込額	24,869,200	27,339,241	△ 2,470,041
設立法人の負債額等 負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
合 計	285,291,844	289,298,267	△ 4,006,423

(充当可能財源等の内訳)

(単位:千円)

区 分	25年度	24年度	比較増減
充 当 可 能 基 金	4,666,157	3,992,186	673,971
特 定 財 源 見 込 額	37,401,897	39,587,091	△ 2,185,194
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	119,944,589	117,769,751	2,174,838
合 計	162,012,643	161,349,028	663,615

## むすび

本年度の健全化判断比率の4比率は、全て早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率（3か年平均）及び将来負担比率は、改善している。

しかしながら、税収の大幅な伸びが期待できる状況になく、国の財政状況により地方交付税に大きな変動が生じる可能性も否定できず、今後とも継続的で持続可能な財政運営を行うために、自主財源の確保に努められるとともに、行財政改革を更に進められたい。

別表

健全化判断比率の対象

		一般会計					
一般会計等	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付金特別会計 土地区画整理事業特別会計 市街地再開発事業特別会計 公共用地取得事業特別会計 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 駐車場事業特別会計 後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	法適用公営企業	水道事業会計 都祁水道事業会計 月ヶ瀬簡易水道事業会計 病院事業会計				
		法非適用公営企業	下水道事業費特別会計 針テラス事業特別会計				
一部事務組合・広域連合		山辺環境衛生組合 奈良県市町村総合事務組合 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 奈良県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等		(一財)奈良市総合財団 (公財)奈良市生涯学習財団 株式会社奈良市清美公社 奈良市市街地開発株式会社					資金不足比率 (会計ごと)に算定)

平成 2 5 年度

奈良市公営企業経営健全化審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 5 6 号

平成26年8月12日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 中 村 勝三郎

同 中 本 勝

同 山 口 誠

同 松 石 聖 一

公営企業経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）  
第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度決算に  
基づく資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提  
出します。



# 平成 2 5 年度

## 奈良市公営企業経営健全化審査意見書

### 目 次

第 1	審査の対象	.....	1
第 2	審査の概要	.....	1
第 3	審査の期間	.....	1
第 4	審査の結果	.....	1
1	資金不足比率	.....	2
2	算定方法の概要	.....	2



## 第 1 審査の対象

### 【地方公営企業法適用】

平成 2 5 年度奈良市水道事業会計	
同	奈良市都祁水道事業会計
同	奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
同	奈良市病院事業会計

### 【地方公営企業法非適用】

平成 2 5 年度奈良市下水道事業費特別会計	
同	奈良市針テラス事業特別会計

## 第 2 審査の概要

当該経営健全化審査については、奈良市長から提出された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

## 第 3 審査の期間

平成 2 6 年 7 月 2 3 日から同年 8 月 8 日まで

## 第 4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

## 1 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率であり、営業収益に相当する収入を事業規模としていることから、この比率が高いほど事業収入で資金不足を解消することが困難であることを示しています。

(単位：%)

会計区分		平成25年度	平成24年度	経営健全化基準
法適用	①水道事業会計	—	—	20.0
	②都祁水道事業会計	—		
	③月ヶ瀬簡易水道事業会計	—		
	④病院事業会計	—	—	
法非適用	⑤下水道事業費特別会計	10.7	—	
	⑥針テラス事業特別会計	—	—	
	⑦簡易水道事業特別会計	(廃止)	—	

(備考)

- ・ 資金不足比率は、資金不足額がない場合「—」と記載した。
- ・ 簡易水道事業特別会計は、平成25年3月末をもって廃止し、平成25年4月1日から地方公営企業法の規定を全部適用した都祁水道事業会計及び月ヶ瀬簡易水道事業会計となった。

## 2 算定方法の概要

【法適用企業】

(単位：千円)

### ① 水道事業会計

$$\begin{array}{r}
 \text{資金不足比率} \\
 \text{—} = \frac{\text{流動負債 } 615,131 \text{ — } \text{流動資産 } (3,100,675 \text{ — } \text{控除財源 } 9,006) \text{ — } \text{解消可能資金不足額 } 0}{\text{営業収益の額 } 7,405,920 \text{ — } \text{受託工事収益の額 } 93} \times 100
 \end{array}$$

② 都祁水道事業会計

$$\begin{array}{r} \text{資金不足比率} \\ \text{—} = \end{array} \frac{\begin{array}{r} \text{流動負債} \\ 12,195 \end{array} \text{—} \begin{array}{r} \text{流動資産} \\ (44,470) \end{array} \text{—} \begin{array}{r} \text{控除財源} \\ 0) \end{array} \begin{array}{r} \text{解消可能資金不足額} \\ \text{—} \quad 0 \end{array}}{\begin{array}{r} 130,179 \\ \text{営業収益の額} \end{array} \text{—} \begin{array}{r} 0 \\ \text{受託工事収益の額} \end{array}} \times 100$$

③ 月ヶ瀬簡易水道事業会計

$$\begin{array}{r} \text{資金不足比率} \\ \text{—} = \end{array} \frac{\begin{array}{r} \text{流動負債} \\ 9,216 \end{array} \text{—} \begin{array}{r} \text{流動資産} \\ (15,517) \end{array} \text{—} \begin{array}{r} \text{控除財源} \\ 0) \end{array} \begin{array}{r} \text{解消可能資金不足額} \\ \text{—} \quad 0 \end{array}}{\begin{array}{r} 23,528 \\ \text{営業収益の額} \end{array} \text{—} \begin{array}{r} 0 \\ \text{受託工事収益の額} \end{array}} \times 100$$

④ 病院事業会計

$$\begin{array}{r} \text{資金不足比率} \\ \text{—} = \end{array} \frac{\begin{array}{r} \text{流動負債} \\ 91,990 \end{array} \text{—} \begin{array}{r} \text{流動資産} \\ (194,375) \end{array} \text{—} \begin{array}{r} \text{控除財源} \\ 44,100) \end{array} \begin{array}{r} \text{解消可能資金不足額} \\ \text{—} \quad 0 \end{array}}{\begin{array}{r} 67,515 \\ \text{営業収益の額} \end{array} \text{—} \begin{array}{r} 0 \\ \text{受託工事収益の額} \end{array}} \times 100$$

【 法非適用企業 】

(単位：千円)

⑤ 下水道事業費特別会計

$$\begin{array}{r} \text{資金不足比率} \\ 10.7 = \end{array} \frac{\begin{array}{r} \text{資金の不足額} \\ 387,981 \end{array}}{\begin{array}{r} 3,616,464 \\ \text{事業の規模} \end{array}} \times 100$$

⑥ 針テラス事業特別会計

$$\begin{array}{r} \text{資金不足比率} \\ \text{—} = \end{array} \frac{\begin{array}{r} \text{資金の不足額} \\ 0 \end{array}}{\begin{array}{r} 73,500 \\ \text{事業の規模} \end{array}} \times 100$$

(注) 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

(注) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する額

## むすび

本年度は、下水道事業費特別会計において、平成26年度からの地方公営企業法の全部適用に伴う打ち切り決算となったことにより、経営健全化基準未満ではあるが、資金不足比率が生じた。

いずれの公営企業についても、今後も経営基盤の強化に努められるよう要望する。